

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

平成 29 年 10 月 5 日 答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川県)(受)第1700095号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川県)(国)第1700019号

第1 結論

昭和52年*月から昭和57年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和32年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和52年*月から昭和57年3月まで

私は、請求期間当時、大学生であったところ、父親が昭和52年*月頃にA市役所で私の国民年金の加入手続を行い、請求期間の国民年金保険料を納付してくれていた。納付したことを示す領収書等の資料は残っておらず、父親がいつ、どこで、どのように、いくら納付していたかは覚えていないが、請求期間の国民年金保険料が未加入による未納となっているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、父親が請求者の国民年金の加入手続を行い、請求期間の国民年金保険料を納付してくれていたと主張しているが、請求者は国民年金の加入手続及び当該期間の保険料の納付について直接関与しておらず、それらを行ってくれたとする父親は、既に亡くなっており証言を得ることができないことから、請求者の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、請求者から提出された年金手帳(写)において、請求者の国民年金手帳記号番号の記載がない上、オンライン記録によると、請求者が大学卒業後に初めて厚生年金保険に加入した昭和57年4月1日より前に、国民年金被保険者資格を取得した記録は確認できないことから、請求期間は国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料を納付することができない期間である。

さらに、請求者の主張のとおり、請求期間の国民年金保険料を納付するには、請求期間当時、国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、社会保険オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査の結果、請求者に当該手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらない。

このほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）がなく、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。